平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	学校医及び学校歯科医の率	一・〇二	一・〇二	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一
	学校薬剤師の率	一・一五	一・一四	一・〇七	一・〇七	一・〇五	一・〇一
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	学校医及び学校歯科医の率	一・〇二	一・〇二	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一
	学校薬剤師の率	一・一五	一・一四	一・〇七	一・〇七	一・〇五	一・〇一
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	学校医及び学校歯科医の率	一・〇二	一・〇二	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一
	学校薬剤師の率	一・一五	一・一四	一・〇七	一・〇七	一・〇五	一・〇一
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	学校医及び学校歯科医の率	一・〇七	一・〇七	一・〇九	一・一二	一・一一	一・一一
	学校薬剤師の率	一・二一	一・二四	一・一六	一・一六	一・一四	一・一〇
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	学校医及び学校歯科医の率	一・〇七	一・〇七	一・〇九	一・一二	一・一一	一・一一
	学校薬剤師の率	一・二一	一・二四	一・一六	一・一六	一・一四	一・一〇
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	学校医及び学校歯科医の率	一・〇二	一・〇二	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一
	学校薬剤師の率	一・〇二	一・〇一	〇・九九	〇・九九	〇・九九	〇・九九
平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	学校医及び学校歯科医の率	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
	学校薬剤師の率	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇

附　則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行し、同日以後に支給すべき事由が生じた遺族補償一時金又は障害補償年金差額一時金の額の計算における平成二年十月から平成二十八年三月までの分として支給された遺族補償年金若しくは障害補償年金の額又は平成二年十月一日から平成二十八年三月三十一日までに支給すべき事由が生じた障害補償年金前払一時金若しくは遺族補償年金前払一時金の額について適用する。

○文部科学省告示第六十七号

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）第四条第一項の規定に基づき、特定高速電子計算機施設の共用の促進に関する基本的な方針（平成二十三年文部科学省告示第百二十号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行することとしたので、同条第五項の規定により告示する。

平成二十八年三月三十一日　　文部科学大臣　馳　　浩

第二の一中「（ＨＰＣＩ戦略プログラムその他国又は理化学研究所が提案し、国において国の重要政策・重要プロジェクトの推進上必要な研究であると認めたものを実施するための特別利用枠）」を削る。

○文部科学省告示第六十八号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の規定に基づき、並びに同法及び同令の規定を実施するため、リサイクル研究開発促進交付金交付規則の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日　　文部科学大臣　馳　　浩

リサイクル研究開発促進交付金交付規則の一部を改正する告示

リサイクル研究開発促進交付金交付規則（平成九年科学技術庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

第十二条の見出しを「（実績報告等）」に改め、同条に次の二項を加える。

3　交付金事業者は、第一項の実績報告書のほかに、交付金事業が完了した日又は第十条第四号の規定による交付金事業の廃止の承認があった日から三月を経過した日までに、当該交付金事業の成果の評価を記載した様式第六による評価報告書二通（正本及び副本各一通）を大臣に提出しなければならない。ただし、大臣が特に必要と認めてその期日を繰り下げたときは、この限りでない。

4　大臣は、前項の規定により評価報告書の提出があったときは、当該評価報告書の全部又は一部をインターネットその他の方法により公表することができる。

第十四条第一項中「様式第六」を「様式第七」に改める。

第十六条第二項中「様式第七」を「様式第八」に改める。

第十七条第二項中「様式第八」を「様式第九」に改める。

第十九条中「様式第九」を「様式第十」に改める。

様式第九を様式第十とし、様式第八を様式第九とし、様式第七を様式第八とし、様式第六を様式第七とし、様式第五の次に次の様式を加える。

様式第6

リサイクル研究開発促進交付金事業評価報告書

平成　　年　　月　　日

殿

住所

地方公共団体の名称及びその長の氏名　　印

平成　　年　　月　　日付け　　第　　号をもって交付の決定の通知を受けたリサイクル研究開発促進交付金に係る交付金事業の成果の評価についてリサイクル研究開発促進交付金交付規則第12条第3項の規定により別紙のとおり報告します。

別紙

1　交付金事業の名称

2　交付金事業の事業主体